

固定資産税に 関するお知らせ



固定資産税(長期優良住宅) が減額されます

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定された住宅を新築した場合、当該家屋に係る固定資産税が減額されます。

◆要件(次のすべての要件を満たした場合に限ります)

- 1 平成21年6月4日から平成28年3月31日までの間に新築された住宅
- 2 長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅
- 3 住宅部分の床面積が1/2以上で、かつ50㎡(戸建以外の貸家住宅については40㎡)以上280㎡以下の住宅

◆減額内容

新築後5年間(一般の住宅)または7年間(3階建以上の準耐火構造および耐火構造住宅)、床面積が120㎡以下

の住宅部分について、税額が1/2となります。

◆手続き

新築した翌年の1月31日までに、長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付し、申告書を提出してください。

1月は償却資産(固定資産税)の申告期間です。

法人や個人で事業(工場・商店・農業・アパート経営、太陽光発電事業など)を営んでいる場合、所有している事業用資産(機械・器具・備品・構築物など)には償却資産として固定資産税がかかります。償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在における償却資産の所有状況を2月1日までに資産の所在地の市町村長に申告しなければなりません。所有している資産を確認のうえ、申告してください。

なお、申告期限前は窓口が混雑しますので、早めの提出をお願いします。また、「eLTAx」による電子申告もご利用できます。

お問い合わせは、
資産税課(2階)

☎(20)1579、FAX(20)1609へ。

救済募金のご協力 ありがとうございました!

「平成27年台風第18号等大雨災害救済募金」につきましては、11月27日(金)をもって受け付けを終了しました。皆さまのご協力に心より感謝申し上げます。

お寄せいただいた募金については、日本赤十字社に全額送金しました。日本赤十字社を通じて被災者の方々に届けられます。

〈救済募金総額〉
22万1595円

お問い合わせは、
総務課防災対策室(4階)

☎(20)1519、FAX(20)1602へ。

ふれあい(デマンド交通)の利用登録を受け付けています!

実証運行中の「ふれあい(デマンド交通)」は、市北西部区域内に居住していて、事前に市へ利用登録された方を対象に、自宅またはあらかじめ指定された乗降ポイント(区域内の病院、商業施設等)間を利用者が乗り合って運行する公共交通です。

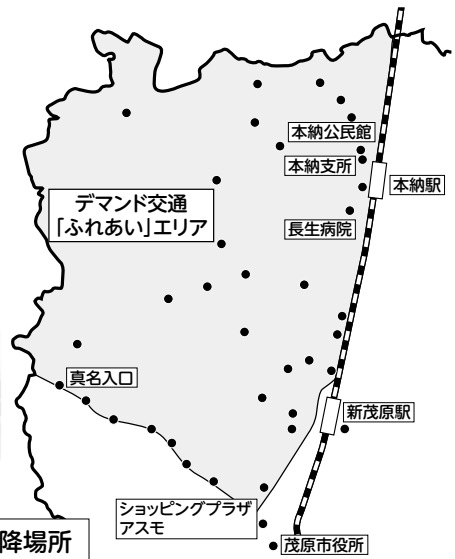
■運行日 週3日(月・水・金曜日) 祝日並びに年末年始を除く

■運行便 8時、9時、10時、12時、13時、15時、16時

■運賃 400円(小学生未満無料)

※身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者、その介助者、運転経歴証明書所持者は200円

地域の集会等がありましたら、職員がご説明に伺わせていただきます。なお、**利用登録は郵送でもお受けします**のでお気軽にお問い合わせください。



お問い合わせは、生活課(2階)
☎(20)1505、FAX(20)1600へ。